

## あまがさき下水道ビジョン 2031 後期実施計画策定にかかる懇話会設置要綱

### (設置目的)

第1条 尼崎市の下水道事業の100年後の将来像を見据えた直近10年間の計画として策定した「あまがさき下水道ビジョン 2031」(以下「ビジョン」という。)の後期5か年(令和9年度から令和13年度まで)の実施計画を策定するにあたり、学識経験者の客観的かつ専門的な視点から幅広く意見を求めることを目的として、あまがさき下水道ビジョン 2031 後期実施計画策定にかかる懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)に対して意見を述べるものとする。

- (1) ビジョン後期実施計画の策定に関すること。
- (2) その他管理者が必要と認めること。

### (構成)

第3条 懇話会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうち管理者が委嘱する3人の委員をもって構成する。

- (1) 下水道事業に関する識見を有する者
- (2) 財務及び会計に関する識見を有する者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する事項に関する意見聴取が完了する日までとする。ただし、特別の事由がある時はこの限りではない。

### (座長)

第5条 懇話会は、座長1人を置く。

- 2 座長は、委員の中から事務局が推薦し、他の委員の承認により決定する。
- 3 懇話会の会議は、座長が進行する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、管理者が招集する。

- 2 懇話会には、必要に応じて本市職員が出席する。

### (会議の公開)

第7条 懇話会の会議は、尼崎市情報公開条例第24条に基づき、原則公開とする。ただし、その会議における検討の内容が、尼崎市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当する事項に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

### (会議録)

第8条 管理者は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(事務局)

第9条 懇話会の事務局は、経営部経営企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、事務局が座長と協議の上、定める。

付 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和8年5月28日から施行する。
- 2 この要綱は、懇話会がその設置目的を達成したとき、その効力を失う。